集落
営農版

農業者のみなさまへ

農業経営の法人化のすすめ

こんな事でお悩みなのでは？

集落営農をめぐる現状

集落営農については、一つの農業集落で構成されているものが約7割を占めています。近年、集落営農同士の合併、事業統合、合意のできる有志で法人化するなどの事例も見られるほか、法人では5集落以上で構成されているものが約1割となるなど広域での活動も増えてきています。

法人化するとどうなるのか

集落営農を法人化すると、役員が経営責任を負うことになる、従業員に対する社会保険料の経済的な負担、従業員との意思疎通がより重要となるほか、事務的な負担が増えます。

一方で、経営責任を自覚することによる経営者の意識改革、地域の雇用の場となる、事業の継続性が高いことや計数管理の充実などによる対外信用力の向上のほか、農地の利用権等の権利主体となれるなど様々な利点があります。

法人化は経営のゴールではなく、さらなる経営発展へのステップとして取り組んでみましょう。

これからの明るい農業の未来に向けて、皆さまをご案内いたします。

法人化するとどうなるのか

		民法上の任意組合	法人	ポイント
経営面	経営管理	個人名義の取引や契約の締結	法人名義の取引や契約の締結	代表者が代わっても安定的に運営可能
		機械等の資産は各構成員の所有	機械等の資産は法人として所有できる	役員の経営責任が明確化され、意思決定の透明性や迅速性が向上する
	対外信用力	団体運営に構成員個人の個性が強く反映されるため、団体としての対外的な信用力を構築しづらい	経営責任や計数管理の充実、各種法定義務（経営報告など）を伴うため、取引上の信用力が向上	複式簿記での記帳が義務化されるなど経理・申告事務が増加
		商標登録の主体になれないなど地域ブランドづくりが困難	法人となることで、企業としてイメージが向上し、商品取引等が円滑化	取引金融機関からの資金調達が円滑化
	人材の確保・育成	任意組織のため構成員から代表や運営の中心となる者を選ぶしかなく、高齢化リスクが高い	外部からの従業員や役員の確保がしやすい	
制度面	税制面	累進課税の所得税が適用	定率課税の法人税が適用	一定以上の所得規模がある場合は税負担が軽減
			所得の分配（役員報酬の給与所得化など）による事業主への課税軽減	利益がなくても都道府県民税（均等割）等の納税義務が発生
	社会保険制度	労災保険は、特別加入（任意）（注1） 雇用保険は加入できない	労災保険・雇用保険は、強制適用（注2）	社会保険制度の充実により、外部からの人材を確保しやすい
		国民健康保険・国民年金に加入	健康保険・厚生年金保険は、強制適用（注3）	社会保険制度の導入に伴う事業主の負担が発生
			労働時間等の就業規則が整備されるなど、就業条件が明確化（注4）	福利厚生等の待遇改善により多様な人材確保の期待
	農地の取得・借入	所有権、利用権等の設定ができない	所有権、利用権等の設定が可能	
	出資者の責任	無限責任	有限責任	
	制度資金	一部の制度資金（スーパーL資金等）の融資が受けられない	多様な制度資金（スーパーL資金等）の利用が可能となる	資金により別要件がある（例：スーパーL資金の対象は認定農業者）
			農業法人投資育成事業を営む株式会社等（アグリビジネス投資育成株式会社など）から出資が受けられる	

（注1）常時雇用従業員が5人以上の場合は、強制適用
（注2）農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組合員（出資者）は労災保険は特別加入（任意）、雇用保険は加入不可
（注3）農事組合法人（従事分量配当制）の場合において、組合員（出資者）は国民健康保険及び国民年金に加入
（注4）常時雇用従業員が10人以上の場合は、就業規則を定める必要

事例をご紹介させていただきます。

CASE 01

集落全戸が加入している集落営農を後継者確保のために法人化した事例

法人化のきっかけ

＊大区画ほ場整備を契機に、効率的な農業を目指して、農家が個人で所有している機械等を共同利用で作業するために、集落全戸が参加する集落営農（農家戸数40戸、農地面積60ha）を設立。

＊現在は集落営農の運営も安定しているが、組合員の高齢化が進んできたことから**後継者の確保**や**経営の発展のため**に法人化を決意。

＊組合の構成員の多くが兼業農家であるので、**従事分量配当**（事業に従事する組合員に対して確定給与を支払わず、剰余金の配当を従事分量又は利用分量の割合に応じて支払う）**が可能**で、議決方法も**従来と変わらない多数決（一人一票制）**で決定する**農事組合法人**を設立することとした。

法人化後の展開

◎**次世代を担う若者育成**のため、若い組合員に大豆作を任せ、部門別の損益管理と機械作業等技術の習熟を図り、後継者を計画的に育成。
〔法人化後2年で40代の組合員2名が役員に就任〕

◎地域の若者が農業と接点が持てるよう、夏休み期間などに**組合員の子ども達をアルバイトとして積極的に雇用。**アルバイトから**2名が正社員**になった。

◎個人所有だった農業用機械等を更新のタイミングで**法人所有の大型機械に切り替え**たことにより、**作業効率がアップ。**

◎農作業をする人員の確保に目途がついたことから、規模拡大を検討。若い組合員を中心に新たな作目についてアイデアを募集。その結果、イチゴのハウス栽培を導入。
〔法人化前：売上3千万→法人化後2年で5千万円〕

活用できる支援策

＜農業経営相談所＞

都道府県段階に設置した農業経営相談所で、税理士や中小企業診断士等の専門家が各種経営課題の相談に対応いたします（無料）。

定款の作成、経営計画の策定等についてもご相談ください。

詳細はコチラへ→

★「若者が継ぎたくなる経営を目指す」という経営方針を作り、地域の若者を積極的にアルバイトに雇用した結果、**地域の雇用の受け皿となるだけでなく、地元に残る人数も増えた。**

★これらの取組みにより、**若手の組合員が積極的に経営に参画**してくれるようになった。

CASE 02

集落営農のうち複数戸が独立して法人化した事例

法人化のきっかけ

＊大規模集落（農家戸数80戸、農地面積100ha ）で、田植えなどの基幹的な作業を8戸の農家が行い、その他の農家が草刈りや水路管理などの補完的な作業を行うオペレーター型の集落営農（農家戸数30戸、農地面積40ha）を設立。

＊集落内の農家の高齢化が進み、集落営農の一部の組合員に農地が徐々に集積してきたが、その組合員にも**後継者がいないため、将来に危機感を感じた**有志（基幹的な作業を行う農家のうち7戸）が集落営農の法人化を発起。

＊集落営農内で議論を進めるも全員の合意は得らなかったことから、**有志のみ**での法人化を決意。**迅速な意思決定が可能**な**株式会社**を設立。

法人化後の展開

◎転作による露地野菜と周年雇用ができるように施設野菜を新たに導入し、**毎年１名の従業員を雇用することが可能**となった。雇用した従業員の中から**役員に登用する者を選定し、計画的に育成して後継者候補を確保。**

◎稲作だけでなく野菜の品目が増えたことから、地域住民との交流を増やすため、**直売所を開設**し、**売上が着実に増加。**
〔法人化時点：売上2千万円→法人化後5年：6千万円〕

◎法人化と直売所の運営により、**地域での信頼や認知が向上**し、集落内の農家からの農地の借受面積が増加。**法人化後5年で集落内の農地面積の8割（80ha）を集積・集約。**

活用できる支援策

＜人・農地プラン＞

地域の未来の設計図である「人・農地プラン」の策定に向けた地域の話合いに参加してください。

話合いを通じ地域の農地利用を担う人が明確になります。

詳細はコチラへ→

★地域の農業に対する危機感を共有した有志が力を合わせることにより、**周年雇用が可能な多角化経営に**取り組むことができた。

★実際の取組みを地域の人が知る中で**賛同者が増え、農地の集積**につながった。

★法人の役員（60代～70代）の子供達による継承が見込めない中、**採用した従業員に法人の経営を委ねる構想**で進めている。

CASE 03

他の集落営農とともに2階建て法人化した事例

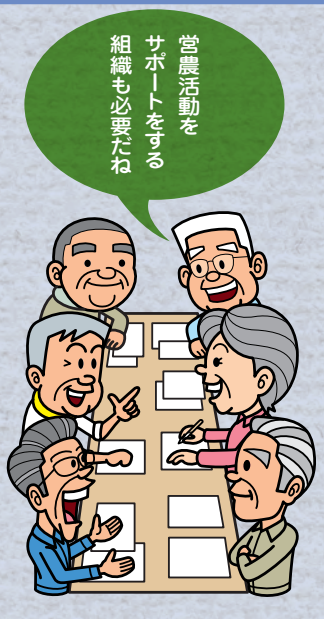

法人化のきっかけ

＊集落を単位とする6つの集落営農の代表が出席した市役所が主催する会議の場で、高齢化の進展や担い手不足に関する問題意識を共有。地域間競争力の強化に向け、**6つの集落営農を一括した組織を設立する機運が高まる。**

＊農業用水路・里山などの地域資源の維持や農地利用調整などをより円滑に実施し、**営農活動を行う組織のサポートができるような新たな組織**も必要。

＊**新たな組織は**農地を持たない地域住民も参加しやすく、地域の中心となるために**一般社団法人（1階部分）**とし、**営農活動を行う組織は株式会社（2階部分）**として、**2つの法人を設立。**

法人化後の展開

◎**一般社団法人（1階部分）**は、地域住民も含めた会員がそれぞれ自分ができる草刈りや里山保全などの取組みを頑張ることによって、**地域資源を守る取組が活性化。**

◎**株式会社（2階部分）**は、6つの集落で広域に経営することで**生産性の向上と戦略的な販売が可能**となった。

◎**農地利用調整を一般社団法人（1階部分）に任せたことが経営効率化**につながり、**農家レストランを新たにオープン。**農家の女性などの**雇用の場が拡大。**

〔法人化前：5名→法人化後2年：13名〕

活用できる支援策

＜多面的機能支払交付金＞

◎農業者等で構成される組織が、地域共同で取り組む水路・農道等の地域資源の基礎的な保全活動等について計画を作成して活動を行う場合、農用地の面積に応じて一定額が交付されます。

詳細はコチラへ→

＜食料産業・6次産業化交付金＞

◎六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等であれば、事業制度資金等の融資を活用して加工・直売施設を整備した場合一定額が交付されます。

詳細はコチラへ→

★集落の範囲を越えた雇用の場ができたため、**外部の人材などの確保が容易に。**

★**株式会社は、**一般社団法人の営農サポートにより、**営農活動や先端技術**（園芸施設・地下水位制御システム）**の導入に専念**できた。

★**一般社団法人は、**地域住民との連帯感の醸成に貢献しており、**営農サポートにとどまらず、むらづくりに向けた様々な地域活動**（地域内の河川における環境学習会、伝統行事の保存）**の推進母体**となった。

農業法人の種類は2つに分けられます

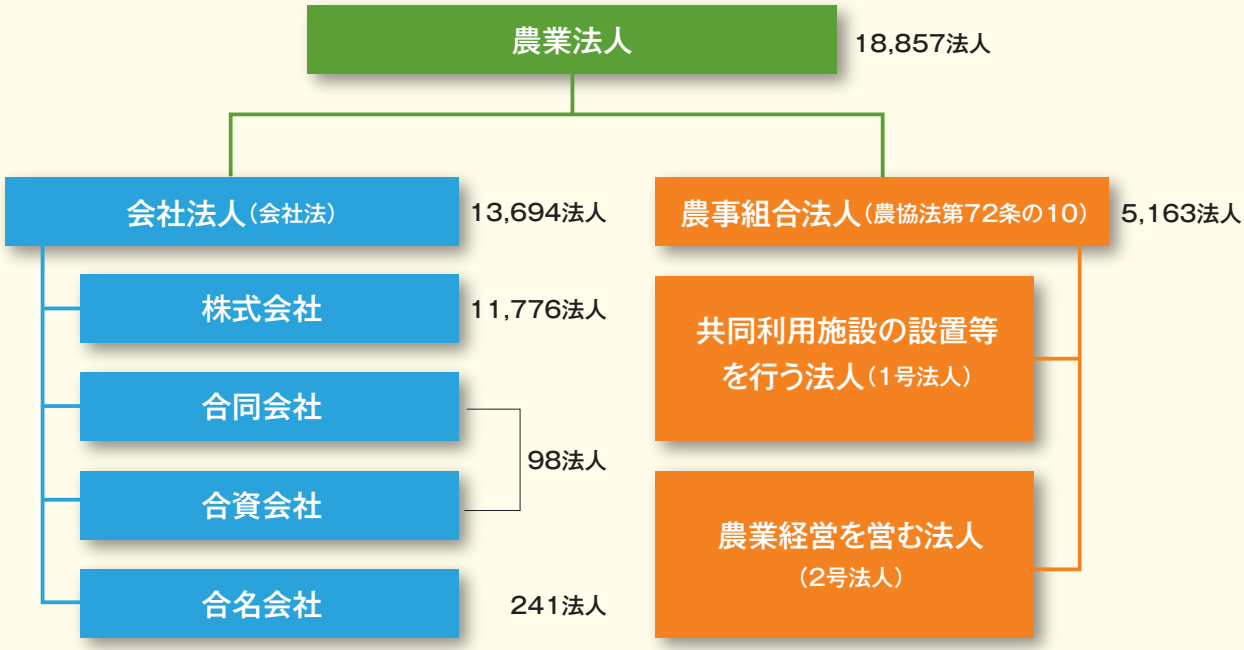

このほか、一般社団法人やNPO法人も農地を借りて農業をすることができます（P10）。

（注）1 法人数は農林水産省「2015年農林業センサス」のものであり、会社法人には一般社団法人などを含んでいる。
2 農事組合法人は、共同利用施設の設置等と農業経営の2事業を営む法人もあります。なお、農業経営を営む場合は、組合員の出資が必要です。

株式会社（発起設立）・農事組合法人・一般社団法人における法人化の手順です

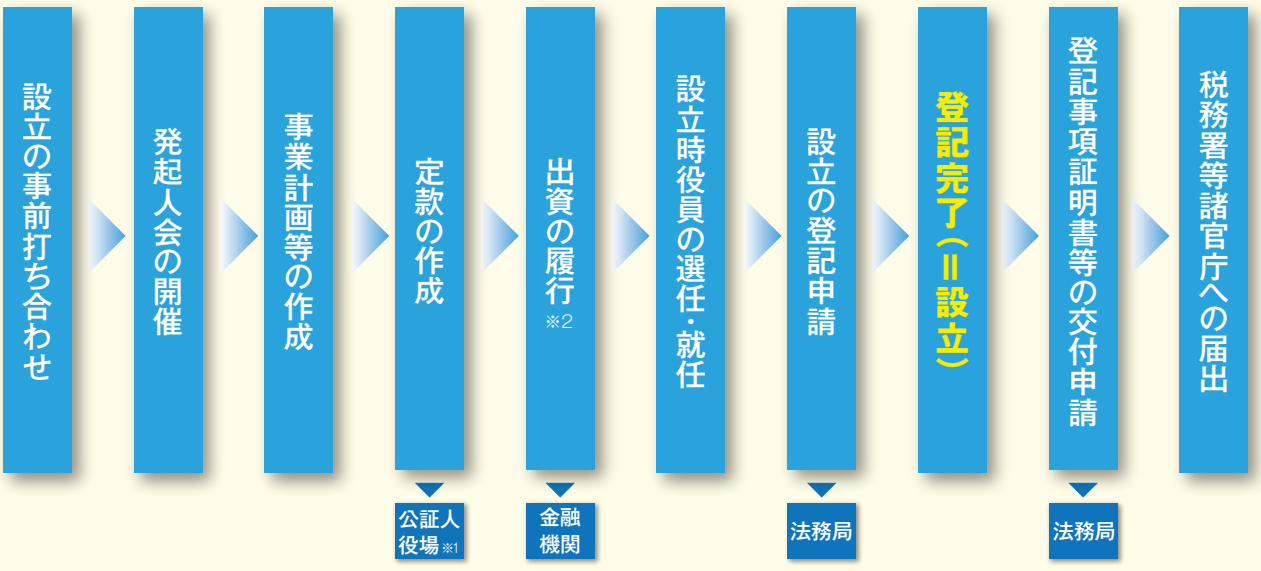

（注）1 農事組合法人の設立の場合は、※1印の手続は不要です。
2 出資制をとらない農事組合法人や一般社団法人の設立の場合は、※2印の手続は不要です。
3 設立する法人の基本的な事項である「事業計画」や「定款」などの作成に当たっては、必要に応じて中小企業診断士、司法書士などの専門家にも協力いただき、十分に内容を精査する必要があります。

組織・法人形態の違いは次の通りです

	民法上の任意の組合	人格なき社団	一般社団法人（非営利型）
根拠法	民法	会社法に準ずる	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
資本金	―	―	―
構成員（注1）	2名以上		社員2名以上
構成員の責任	無限責任	有限責任	
役員	業務執行者（任意） ※定めない場合は構成員全員が業務執行者となる	代表者を定める必要あり	理事1人以上（必置・社員以外も可）
会社の基本方針の決定	1人1票制による構成員の議決		1人1票制（原則）による社員総会の議決
事業の制限	制限なし		
財産の帰属	構成員の共有		法人
法人課税	なし （組合の利益は構成員に分配され、各構成員の事業所得として課税）	全所得課税 （年所得800万円以下15%、年所得800万円超23.2%）	収益事業のみ課税 （公益法人等として年所得800万円以下 15%、年所得800万円超 23.2%） ※農業は収益事業に該当しない
事業税（注2）	なし	年所得400万円以下　3.5% 年所得400万円超800万円以下　5.3% 年所得800万円超　7.0%	収益事業のみ課税 年所得400万円以下　3.5% 年所得400万円超800万円以下　5.3% 年所得800万円超　7.0% ※農業は収益事業に該当しない
労働報酬	構成員個人の事業所得	給与（源泉徴収が必要）	
社会保険制度（注3）	労災保険　特別加入（任意） 雇用保険　加入不可 国民健康保険及び国民年金に加入（注4）	労災保険　強制適用 雇用保険　強制適用 国民健康保険及び国民年金に加入（注4）	労災　強制適用 雇用　強制適用 健康保険及び厚生年金に加入
設立時の登録免許税	―	―	6万円
定款認証	なし		必要
組織変更	―	―	他の法人形態への変更不可

（注1）構成員とは、一般社団法人の場合は社員のことをいいます。
（注2）個人の事業税については、農業・林業に関しては非課税、畜産業（農業に付随して行うものは除く）に関しては4%課税されます。
（注3）社会保険制度については、従業員及び労働者に関する適用であり、事業主に関する適用はP9を参照してください。
（注4）事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受けることにより、健康保険・厚生年金に加入することもできます。

	農事組合法人（従事分量配当制）	農事組合法人（確定給与支払制）	株式会社
根拠法	農業協同組合法		会社法
資本金	あり（出資制の場合は3円以上）		あり（1円以上）
構成員	農民3名以上（注1）		1名以上
構成員の責任	有限責任		
役員	①理事1人以上（必置・農民である組合員のみ） ②監事（任意・組合員外も可）		①取締役1人以上 （必置・株主外も可） ②監査役（任意・株主外も可）
会社の基本方針の決定	1人1票制による総会の議決		1株1議決権による株主総会の議決
事業の制限	農業経営（2号）法人の場合、農業・農業関連事業に限定		制限なし （農地所有適格法人の場合は農業・農業関連事業が売上高の過半）
財産の帰属	法人		
法人課税	全所得課税 （協同組合として年所得800万円以下 15%、年所得800万円超 19%）	全所得課税 （資本金1億円以下の場合、普通法人として年所得800万円 15%、年所得800万円超 23.2%）	
事業税（注2）	農地所有適格法人が行う農業 （畜産業、農作業受託は除く）は非課税（注3）		資本金1億円超　外形標準課税 資本金1億円以下 年所得400万円以下　3.5% 年所得400万円超800万円以下　5.3% 年所得800万円超　7.0%
労働報酬	従事分量配当（注4）	給与（源泉徴収が必要）	
社会保険制度	【組合員（出資者）の場合（注5）】 労災保険　特別加入（任意） 雇用保険　加入不可 国民健康保険及び国民年金に加入	労災保険　強制適用 雇用保険　強制適用 健康保険及び厚生年金に加入	
設立時の登録免許税	非課税		資本金の額の7/1000 （15万円に満たない場合は15万円）
定款認証	不要		必要
組織変更	株式会社または一般社団法人に変更可 合同会社への直接変更は不可		合同会社に変更可 農事組合法人への変更は不可

（注1）農民とは農協法第3条の規定で、「自ら農業を営み、または農業に従事する個人」をいいます。
（注2）個人の事業税については、農業・林業に関しては非課税、畜産業（農業に付随して行うものは除く）に関しては4%課税されます。
（注3）農事組合法人に関する事業税の課税の判定については、都道府県税事務所にご確認ください。
（注4）法人は損金として計上し、受け取った個人は農業所得として課税所得に反映されます。
（注5）組合員（出資者以外）については、農事組合法人（確定給与支払制）と同じ取扱いになります。

※税率については、平成31年4月1日現在

法人化における留意事項はケースバイケースです。法人化されるに当たっては、農業経営相談所の専門家などに相談されることをお奨めします。

法人化における留意事項

◎事業用資産の引き継ぎ

任意組織の資産を法人へ引き継ぐに当たっては、税制や補助制度などに留意する必要があります。
たとえば、
①動産（棚卸資産、農機具等）については、無償譲渡や著しく低い価額で譲渡した場合、みなし譲渡所得課税等に留意する必要があり、
②不動産（建物・構築物、土地）については、法人が取得するために資金を調達する必要があるため、有償貸付を検討する
など資産の保有状況に応じて検討してください。

◎法人化した後の任意組織の解散

法人設立に伴って、従来の任意組織は清算・解散することが一般的には望ましいです。
ただし、任意組織が保有している資産の状況によっては、一定期間清算しないことも選択肢の一つです。
任意組織が保有している農機具格納庫について、設立した法人が取得する場合は多額の資金を調達する必要があり、この資金調達が困難な場合は、法人が有償貸付で借受けて、当該資産の減価償却が進み、法人が購入できるようになるまで任意組織を存続させた事例などがあります。

◎これまでの任意組合での取り組みとの継続性を高める仕組み

組合員・地主にどのような役割を果たしてもらうのがいいのかを検討し、法人化する場合に作成する「事業目論見書」の従事関係に記載するなど、組合員の協力を確保して集落営農での取組との継続性を高めることによって、より円滑な法人化ができます。

◎補助金により取得した機械等の引き継ぎ

農業経営の法人化に際し、農林水産省等の補助金を活用して取得した施設・機械等を法人に引き継ぐ場合、原則として補助金を返還する必要があります。
ただし、補助金を受給した者が、施設・機械等を引き継いだ法人の経営に携わり、引き続き、補助目的に従って施設・機械等を使用する場合は、補助金の返還は必要ありません（継承後でも利用状況の報告を求められる場合があります）。

◎定款作成、登記事項の変更

●農地所有適格法人の要件[P10参照]を満たすためには、定款作成時に次のことについて留意してください。
①公開会社でないこと
発行する全部の株式について、譲渡による当該株式の取得に関する会社の承認を必要とする旨を定款に定める必要があります。
②主たる事業が農業・農業関連事業となること
●役員改選で法人の役員が留任した場合でも、重任（留任）として登記事項の変更が必要となります。

◎社会保険料の負担増加

法人経営の場合は、健康保険と厚生年金保険は強制適用され、保険料は事業主（法人）と従業員で折半することになります。また、従業員が1人以上いる場合は、労災保険と雇用保険も強制適用され、労災保険の保険料の全額と雇用保険の保険料の約3分の2を事業主（法人）が、残りを従業員が負担することになります。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th rowspan="2">個　人
任意組織</th><th colspan="2">農事組合法人</th><th rowspan="2">株式会社</th></tr>
<tr><th>従事分量配当制（注2）</th><th>確定給与支払制</th></tr>
<tr><td rowspan="2">労災保険</td><td>事業主</td><td colspan="3">特別加入（任意）</td></tr>
<tr><td>従業員</td><td>従業員5人以上（強制）
従業員5人未満（任意）</td><td>組合員：特別加入（任意）</td><td colspan="2">従業員1人以上（強制）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雇用保険</td><td>事業主</td><td colspan="3">適用なし</td></tr>
<tr><td>従業員</td><td>従業員5人以上（強制）
従業員5人未満（任意）</td><td>組合員：適用なし</td><td colspan="2">従業員1人以上（強制）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療保険</td><td>事業主</td><td>国民健康保険</td><td>国民健康保険</td><td colspan="2" rowspan="2">健康保険（強制）</td></tr>
<tr><td>従業員</td><td>国民健康保険（注1）</td><td>組合員：国民健康保険
組合員以外：健康保険（強制）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年金保険</td><td>事業主</td><td>国民年金＋
農業者年金（任意）</td><td>国民年金＋農業者年金（任意）</td><td colspan="2" rowspan="2">厚生年金（強制）</td></tr>
<tr><td>従業員</td><td>国民年金（注1）</td><td>組合員：国民年金
組合員以外：厚生年金（強制）</td></tr>
</table>

（注1）事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受けることにより、健康保険・厚生年金に加入することもできます。
（注2）農事組合法人の従事分量配当制における組合員は、出資している組合員としています。

農地所有適格法人の要件

農地を所有する場合、農地のすべてを効率的に利用し、一定の面積（原則50a（北海道は2ha）以上）を経営するほか、次の要件をすべて満たす必要があります。

1 法人形態

株式会社（公開会社でないもの）、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人

2 事業内容

農業およびその事業に関連する事業の合計売上高が売上高全体の過半を占めていること

（注）1　農業とは、耕作、養畜、養蚕、養蜂等をいいます。

2　関連する事業とは、法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つ事業をいいます。
たとえば、野菜を生産する法人が、弁当の販売のため、自社生産の野菜に加え、他者から購入した米や豚肉等を使用して製造・加工を行う場合、農作業の受託、農業と併せ行う林業、農山漁村余暇法に規定される施設の設置・運営などが該当します。

3 議決権

農業関係者が総議決権の過半を占めること

（注）農業関係者とは、以下の通りです。

①農地の権利提供者
②法人の農業の常時従事者
③基幹的な農作業を委託した個人
④地方公共団体・農協
⑤農地を現物出資した農地中間管理機構
⑥農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第10条の特例を受ける株式会社（アグリビジネス投資育成株式会社）
⑦市町村の認定を受けた当該法人の農業経営改善計画に従って関連事業者等として出資した農業経営を行う個人又は農地所有適格法人等

4 役員

●役員（株式会社：取締役、農事組合法人：理事）の過半の者が、その法人の農業に常時従事（原則年間150日以上）する構成員（株式会社：株主、農事組合法人：組合員）であること

●役員又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が、法人の農作業に原則年間60日以上従事すること

（注）グループ会社における役員兼務について、子会社（親会社が総株主の議決権の過半を有するもの）に関しての特例もあります（令和元年11月1日施行予定）。

【要件】

①グループ会社が一定の要件（親会社が農地所有適格法人かつ認定農業者、子会社が農地所有適格法人）を満たし、

②兼務する役員（親会社で年間150日以上農業に従事している株主）が子会社の行う農業に年間30日以上従事すること。

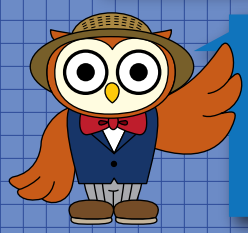

農地を所有せず農地を借りて農業を行う場合

上記の農地所有適格法人の要件を満たす必要はありませんが、
①貸借契約に解除条件が付されていること　②役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事することなどの要件を満たす必要があります。

◎都道府県段階に設置した農業経営相談所では、農業経営の法人化を含め、農業経営に関する各種のご相談を受け付けています。

◎ご相談内容をお聞きした上で、税理士、中小企業診断士などの専門家を中心とした支援チームが、ご相談に対応いたします（無料）。

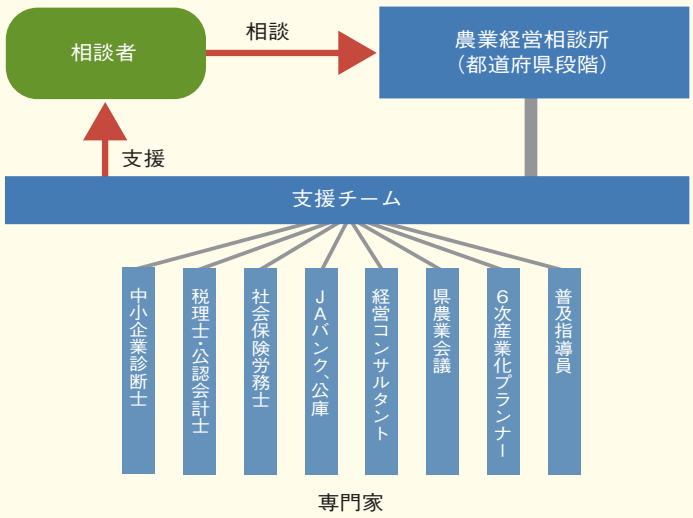

都道府県	相談所名	電話番号
北海道	北海道農業経営相談所	011-209-0155
青森県	青森県農業経営相談所	017-773-3131
岩手県	岩手県農業経営相談所	019-626-8516
宮城県	宮城県農業経営相談所	022-275-9192
秋田県	秋田県農業経営相談所	018-893-6212
山形県	山形県農業経営相談所	023-641-1117
福島県	福島県農業経営相談所	024-524-1201
茨城県	茨城県農業参入等支援センター	029-301-3844
栃木県	栃木県農業経営相談所	028-616-8532
群馬県	群馬県農業経営相談所	027-280-6171
埼玉県	埼玉農業経営相談所	048-558-3555
千葉県	ちば農業経営相談所	043-223-3008
東京都	農業経営相談所TOKYO	03-6820-2792
神奈川県	かながわ農業経営相談所	045-201-0895
山梨県	山梨県農業経営相談所	055-223-5747
長野県	長野県農業再生協議会	026-237-6287
静岡県	静岡県農業経営相談所	054-250-8988
新潟県	新潟県担い手育成総合支援協議会	025-223-2186
富山県	とやま農業経営総合サポートセンター	076-441-8961
石川県	（公財）いしかわ農業総合支援機構	076-225-7621
福井県	福井県農業再生協議会	0776-27-8223
岐阜県	ぎふアグリチャレンジ支援センター	058-215-1550
愛知県	あいち農業経営相談所	052-951-6957
三重県	三重県農業経営相談所	0598-48-1225

都道府県	相談所名	電話番号
滋賀県	しがの農業経営相談所	077-523-2439
京都府	京都府農業経営相談所	075-417-6847
大阪府	一般財団法人大阪府みどり公社	06-6266-8916
兵庫県	兵庫県農業経営法人化推進協議会	078-391-1222
奈良県	奈良県農業経営者サポート協議会	0742-27-7419
和歌山県	わかやま農業経営サポートセンター	073-432-6114
鳥取県	鳥取県農業経営相談所	0857-26-8371
島根県	島根県農業経営相談所	0853-25-8142
岡山県	岡山県農業経営相談所	086-297-2016
広島県	広島県農業経営者サポートセンター	082-543-6011
山口県	やまぐち農業経営支援センター	083-973-2215
徳島県	徳島県農業経営相談所	088-678-5611
香川県	かがわ農業経営相談所	087-831-3211
愛媛県	えひめ農業経営サポートセンター	089-945-1542
高知県	高知県農業経営相談センター	088-824-8555
福岡県	福岡県農業者経営力向上推進協議会	092-711-5070
佐賀県	さが農業経営相談所	0952-20-1810
長崎県	長崎県農業経営者サポート協議会	095-822-9647
熊本県	くまもと農業経営相談所	096-384-3333
大分県	大分県農業経営者サポート協議会	097-532-4385
宮崎県	宮崎県農業再生協議会	0985-31-2030
鹿児島県	かごしま農業経営相談所	099-286-5815
沖縄県	沖縄県農業経営相談所	080-9853-1999

具体的なご相談は各都道府県農業経営相談所へ

詳細はコチラ→

農林水産省 平成31年度農業経営改善支援全国委託事業（受託者：(公社)日本農業法人協会　NPO法人日本プロ農業総合支援機構）　2019年9月発行